

令和6年1月16日

監理団体 各位

外国人技能実習機構

令和6年能登半島地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）による災害については、令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号。以下「本政令」という。）が令和6年1月11日に公布され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）の規定の一部が適用されることとなったところです（[「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について \(bousai.go.jp\)](#)）。

本政令は、能登半島地震による災害を法第2条第1項に規定する特定非常災害に指定し、その被害者について、法令上の義務であって期限内に履行されなかった義務の履行に係る免責等に関して所要の措置を講ずるものです。

つきましては、本政令の内容のうち、技能実習制度に適用される事項等について、下記のとおりお知らせいたします。御不明点があれば、下記の【お問合せ先】にお問い合わせ下さい。

記

- 1 法第4条第1項により、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に規定されている義務のうち、令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に履行期限が到来する
 - ・ 第34条第1項に基づく監理団体の事業の休廃止の届出
 - ・ 第39条第3項に基づく監理団体による定期監査及び訪問指導については、特定非常災害によりこれらの履行期限が到来するまでに履行されなかった場合、令和6年4月30日までに義務が履行されたときには、法令義務違反として、行政上及び刑事上の責任を問われません。

- 2 この「特定非常災害により」とは、履行義務者である監理団体ごとに個別に判断することとなりますが、一般的には、直接・間接を問わず特定非常災害を理由として、履行義務者が当該義務を履行することに関し、改善措置を講ずるための機材入手や人材確保が著しく困難である等、いわゆる期待可能性がなくなった場合であることを言います。

- 3 なお、当該措置の対象となるのは、「行政上及び刑事上の責任」であるので、民事上の責任については免責の対象となりません。

【お問合せ先】

○監理団体の事業の休廃止の届出について

- ・外国人技能実習機構本部技能実習部 審査課

TEL：03-6712-1923

○監理団体による定期監査及び訪問指導について

- ・外国人技能実習機構富山支所指導課（富山県、石川県、福井県）

TEL：076-481-7560

- ・外国人技能実習機構長野支所指導課（新潟県、長野県）

TEL：026-217-3556

<参考>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る外国人技能実習制度関係法令等

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律関係

条文	義務内容	期日等
第34条第1項	事業の休廃止の届出 (監理団体)	監理団体が監理事業を休廃止しようとする場合、その1か月前まで
第39条第3項 ・外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第52条第1号 ・同施行規則同条第3号	監理団体による定期監査 訪問指導	実習実施者に対して3月に1回以上の頻度で監査を行うもの 第1号団体監理型技能実習にあつては、1月に1回以上の頻度で訪問し必要な指導を行うもの